

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                      |
|-------|---------------------------|
| 30    | 重度障がい者医療費助成に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和泉市は、重度障がい者医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大阪府和泉市長

## 公表日

令和5年3月31日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 重度障がい者医療費助成に関する事務  |
| ②事務の概要                   | 和泉市重度障がい者の医療費の助成に関する条例(昭和48年和泉市条例第43号)に基づき、以下の事務を行う。<br>①重度障がい者の医療費助成の受給者資格に関する事務<br>・資格取得及び喪失・死亡に関する届出、氏名及び住所・医療保険の変更に関する届出等の受理及び医療証の交付を行う。<br>②重度障がい者医療費助成受給者の給付に関する事務<br>・支給申請に基づき、審査、支給決定、支払を行う。<br>・レセプト情報の管理及び資格チェックを行い、過誤処理を行う。<br>和泉市は重度障がい者医療費助成における業務を遂行するにあたり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 |
| ③システムの名称                 | ・障がい者医療システム<br>・団体内統合宛名システム<br>・庁内連携システム<br>・宛名システム<br>・中間サーバー<br>・中間サーバーGW  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 障がい福祉情報ファイル              |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | ・番号法第9条第2項<br>・和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年和泉市条例第53号。)第4条第1項及び別表第1(2の項)  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>   |
| ②法令上の根拠                  | (情報提供の根拠)<br>情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。<br><br>(情報照会の根拠)<br>・番号法第19条第8号<br>・和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1(2の項)   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 和泉市福祉部障がい福祉課   |
| ②所属長の役職名                 | 障がい福祉課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
|                          |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市総務部総務管財室  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市福祉部障がい福祉課   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年1月31日 時点      |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年1月31日 時点      |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |  |  |
|--|--|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                              | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査  |  |  |
| 実施の有無  | [ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目          | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------|---|---|------|-----------|
| 平成31年2月28日 | システムの名称     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉情報システム</li> <li>・団体内統合宛名システム</li> <li>・庁内連携システム</li> <li>・宛名システム</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・中間サーバーGW</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者医療システム</li> <li>・団体内統合宛名システム</li> <li>・庁内連携システム</li> <li>・宛名システム</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・中間サーバーGW</li> </ul> | 事後   |           |
| 平成31年2月28日 | 法令上の根拠      | 改正条例第4条第1項及び別表第1(2の項)   | 和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1(2の項)   | 事後   |           |
| 平成31年2月28日 | I 5②所属長の役職名 | 障がい福祉課長 小林 洋  | 障がい福祉課長   | 事後   | 様式変更による   |
| 平成31年2月28日 | VIリスク対策     | —   | 項目の追加   | 事後   | 様式変更による   |
| 平成31年2月28日 | II 1対象人数    | 平成29年12月6日時点  | 平成31年2月28日時点  | 事後   |           |
| 平成31年2月28日 | II 2取扱者数    | 平成29年12月6日時点  | 平成31年2月28日時点  | 事後   |           |
| 令和2年2月29日  | II 1対象人数    | 平成31年2月28日時点  | 令和2年2月29日時点   | 事後   |           |
| 令和2年2月29日  | II 2取扱者数    | 平成31年2月28日時点  | 令和2年2月29日時点   | 事後   |           |
| 令和3年2月18日  | I 5①部署      | 和泉市生きがい健康部障がい福祉課  | 和泉市福祉部障がい福祉課  | 事後   |           |
| 令和3年2月18日  | I 8連絡先      | 〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市生きがい健康部障がい福祉課   | 〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市福祉部障がい福祉課   | 事後   |           |
| 令和3年2月18日  | II 1対象人数    | 令和2年2月29日時点   | 令和3年2月28日時点   | 事後   |           |
| 令和3年2月18日  | II 2取扱者数    | 令和2年2月29日時点   | 令和3年2月28日時点   | 事後   |           |
| 令和4年3月3日   | II 1対象人数    | 令和3年2月28日時点   | 令和4年2月28日時点   | 事後   |           |
| 令和4年3月3日   | II 2取扱者数    | 令和3年2月28日時点   | 令和4年2月28日時点   | 事後   |           |
| 令和5年1月13日  | II 1対象人数    | 令和4年2月28日時点   | 令和5年1月31日時点   | 事後   |           |
| 令和5年1月13日  | II 2取扱者数    | 令和4年2月28日時点   | 令和5年1月31日時点   | 事後   |           |
|            |             |   |   |      |           |
|            |             |   |   |      |           |
|            |             |   |   |      |           |
|            |             |   |   |      |           |